

告示

埼玉県告示第三百三三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり変更の届出があった。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県知事 上田清司

一 指定医療機関

名称	変更事項	変更前	変更後
医療法人七海会 こいずみクリニッ ク	所在地	上尾市小泉八四―三五	上尾市小泉二―七―一 九
ウエルシア薬局 草加手代店	所在地	草加市手代町一〇―一 ―一	草加市手代二―一八― 一七
ひまわり薬局	所在地	北本市北本宿一九六― 七	北本市緑三二九―一
鴻巣訪問看護ス テーション	所在地	鴻巣市中央二―一	鴻巣市天神五―一― 一―
TMGあさか訪 問看護ステーシ ョン	名称 所在地	朝霞台中央訪問看護ス テーション 朝霞市東弁財一―五― 八Kステーション〇〇― 一 号	TMGあさか訪問看護 ステーション 朝霞市西弁財一―八― 二―
鶴ヶ島訪問看護 ステーションピ アラボ	所在地	鶴ヶ島市脚折町三―五 ―一四ベルメゾン II一〇一―号	鶴ヶ島市脚折町四―一 六―一三フラン・グラ ―ス―一〇一―号